

令和7年8月1日

取引業者各位

新潟経営大学

学長 杉山 学

公的研究費（科研費など）により
本学とお取引をされる業者様へ（お願い）

平素よりご協力を賜り誠にありがとうございます。

本学では公的研究費の不正使用防止のために納品時の検収等を徹底してまいりました。平成19年2月15日に文部科学大臣決定として公表された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正）」において、大学は取引業者に対して不正な取引に関与しない旨を定めた「誓約書等」の提出を求めることとされていることから、ひと月に二回以上または一回5万円以上の取引にあたっては、本学の不正対策に関する方針・ルール等をご理解の上、不正行為等には加担しない旨の「誓約書」のご提出をお願いすることとしておりますので、ご協力の程お願いいたします。

なお、本学の不正対策に関する方針・ルール等については、本学ホームページ「情報公開」内の「公的研究費に関わる情報」をご覧ください。また当該規程は改正される場合がございますので、日頃より最新の内容をご確認願います。